

資金決済に関する法律第20条第1項に基づく前払式支払手段の払戻しのお知らせ

平成30年8月31日に取扱いを終了した、群馬県公衆浴場業生活衛生同業組合発行の前払式支払手段について、下記のとおり未使用残高の払戻しをいたしますので、申出期間内に申出をお願いいたします。

記

○払戻しを行う前払式手段発行者の商号

群馬県公衆浴場業生活衛生同業組合

○払戻し対象となる前払式支払手段の種類

群馬県公衆浴場業生活衛生同業組合発行の「大人共通入浴券」

○払戻しの申出期間

平成30年9月1日（土曜日）15時から平成30年11月

30日（金曜日）23時まで

※ 当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有

者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願
います。

○申出の方法

未使用の「大人共通入浴券」を利根の湯までご持参ください。

(郵送受付はいたしません)

○払戻しの方法

未使用の「大人共通入浴券」を確認の上、その場で全額現金に
て払戻しいたします。

○払戻しに関する問い合わせ先

前橋市紅雲町 1-14-15

利根の湯 (担当：寺田夏雄)

TEL 027-221-0308

受付時間 15時～23時 (店休日を除く)

※店休日、毎月5日と20日